

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第181号

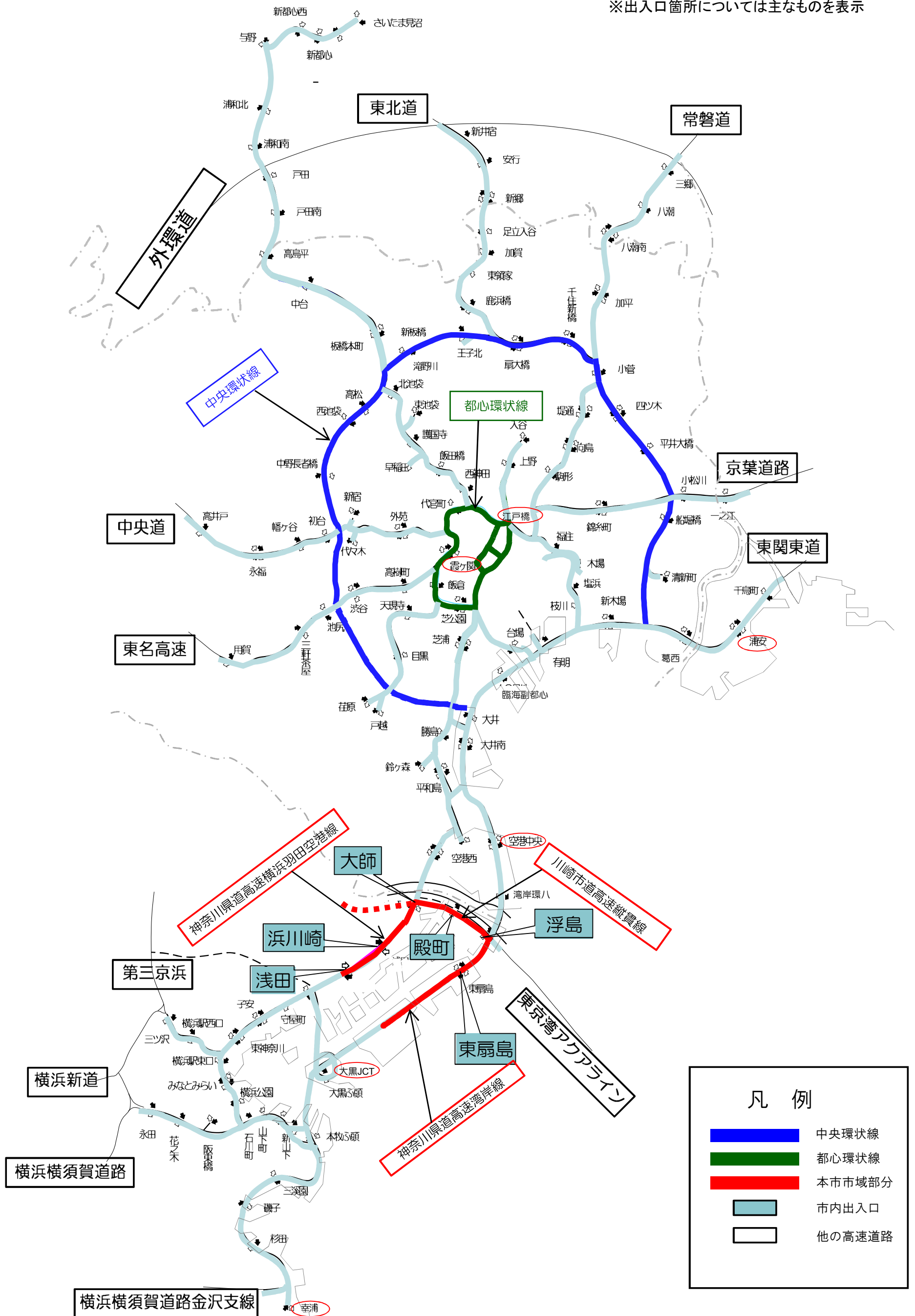
神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する
事業の変更の同意について

建設緑政局

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路ネットワーク図

※出入口箇所については主なものを表示



神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について(概要)

「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の中の「料金の額及びその徴収期間」の一部を変更することについて同意を求められたため、議決をお願いするもの。

【これまでの経緯】

首都圏の高速道路の料金体系は、整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分等が路線や区間によって異なっており、利用者にとってわかりにくく、使いにくいものとなっている。

そのため、国は、国土幹線道路の制度等のあり方を検討する機関である「社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会」において、「首都圏の高速道路を賢く使うための料金体系」について検討を進めてきたところであり、平成27年7月に、料金体系の整理・統一等の「中間答申」がとりまとめられた。

さらに、同年9月には、国から、「具体方針(案)」が公表され、三環状道路の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系(料金体系の整理・統一等)へ移行するとされた。

これに伴い、首都高速道路の料金についても変更が生じるため、首都高速道路株式会社は、平成27年9月に具体案を公表し、併せて、意見募集を行い、10月7日に、本市あてに同意申請が提出された。

【主な変更点】

1. 基本料金の額

料金の計算

$(\text{出入口等の相互間の料金距離} \times 1 \text{キロ当たりの料金の額} + \text{利用1回の固定額}) \times \text{消費税}$

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

【現行料金】(2車種)

	1キロメートル 当たりの料金(税抜)
普通車	29.52円
大型車	59.04円



【新料金】(5車種)

	1キロメートル 当たりの料金(税抜)
軽自動車等	23.616円
普通車	29.52円
中型車	(H32年度まで) 31.5864円 (H33年度から) 35.424円
大型車	48.708円
特大車	(H32年度まで) 63.1728円 (H33年度から) 81.18円

※中型車及び特大車については、新しい車種区分及び車種間比率に円滑に移行するため、平成32年度まで段階的に実施

(2)利用1回に対して課する固定額

【現行料金】 200円

【新料金】 150円

(3)新たな下限・上限料金

【現行下限料金】

	下限料金(税込)
普通車	510円
大型車	1,030円

【新下限料金】

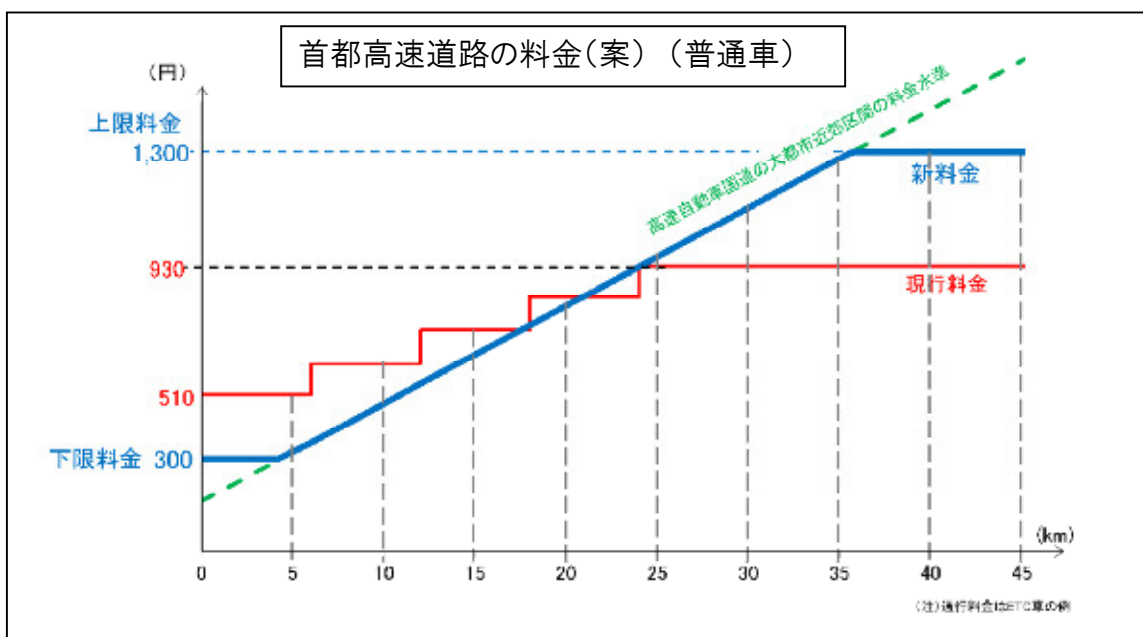
	下限料金(税込)
軽自動車等	270円
普通車	300円
中型車	(H32年度まで)310円 (H33年度から)330円
大型車	390円
特大車	(H32年度まで)460円 (H33年度から)540円

【現行上限料金】

	下限料金(税込)
普通車	930円
大型車	1,850円

【新上限料金】

	上限料金(税込)
軽自動車等	1,070円
普通車	1,300円
中型車	(H32年度まで)1,380円 (H33年度から)1,530円
大型車	2,040円
特大車	(H32年度まで)2,600円 (H33年度から)3,290円



2 割引制度

(1) 継続及び拡充されるもの

① 環境ロードプライシング(継続)

割引内容・目的	適用条件	割引率
横羽線から湾岸線又は川崎縦貫線へ大型車及び特大車の交通を転換し、内陸部の沿道環境改善を図る。	横羽線の「大師～浅田」間を通行せずに、湾岸線の「大黒 JCT～川崎浮島 JCT 間」又は川崎縦貫線の「大師 JCT～川崎浮島 JCT 間」の一部を通行した大型車及び特大車	10～20% (神奈川県内の利用については20%割引又は980円で利用可)

(例)大型車

東扇島～幸浦(24.5km)

現行 通常 1,850円 ⇒ 割引後 980円

新料金 通常 1,450円 ⇒ **割引後 980円**

東扇島～空港中央(8.3km)

現行 通常 1,230円 ⇒ 割引後 1,040円

新料金 通常 600円 ⇒ **割引後 510円**

東扇島～浦安(30.3km)

現行 通常 1,850円 ⇒ 割引後 1,660円

新料金 通常 1,760円 ⇒ **割引後 1,580円**

② 大口・多頻度割引(継続及び拡充)

ア 車両単位割引(継続)

【月間利用金額に対する割引率】

月間利用金額	通常割引率	平成 28 年 3 月末まで	平成 38 年 3 月末まで
5万円を超え、1万円までの部分	2%	10%	10%
1万円を超え、3万円までの部分	5%	15%	15%
3万円を超え、5万円までの部分	8%	20%	20%
5万円を超える部分	12%		

【月間要件通行利用に対する割引率】(拡充)

月間要件通行利用金額	割引率(平成 38 年 3 月末まで)
1万円以下の部分	0%
1万円を超える部分	5%

※中央環状線の内側を通行しない ETC 車

イ 契約者単位割引(継続)

月間利用金額	平成 28 年 3 月末まで	}	平成 38 年 3 月末まで
総額100万円を超え、かつ、車両1台当たりの平均利用額が 5,000 円を超える場合	10%		10%

③ 障害者割引(継続)

割引内容・目的	適用条件	割引率
障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けたもの(重度の場合は介護者運転においても適用)	約50% (現行と同率)

④ 路線バス割引(継続)

事前に登録した路線バス事業者の車両に対し割引
割引率 約39%

(2)新たに導入される割引

① 都心流入割引

割引内容・目的	適用条件	割引内容
都心環状線への流入交通の分散を図る。	大師及び川崎浮島 JCT から都心環状線内の出入口等を利用した場合	都心環状線までの最短距離を料金距離とする ※大師 15.2 km 浮島 17.5 km

(例)普通車の場合

大師～霞ヶ関(18.9 km)

現行 820円 ⇒ 新料金 760円 ⇒ **割引後 650円**

浮島～江戸橋(26.0 km)

現行 通常 930円 ⇒ 割引後(放射道路端末区間割引) 720円

新料金 通常 990円 ⇒ **割引後 720円**

② 都心流入・湾岸誘導割引

割引内容・目的	適用条件	割引内容
都心へのアクセス向上を図る。	東扇島から湾岸線を利用し、都心環状線内の出入口等を利用した場合	都心環状線までの距離が 24.1 kmを超える場合は、24.1km を料金距離とする

(例)普通車の場合

東扇島～霞ヶ関(25.3 km)現行930円⇒新料金970円⇒**割引後 930円**

① 会社間乗継割引（東京湾アクアラインとの乗継割引）

割引内容・目的	適用条件	現行の割引額
東京湾アクアラインとの連続利用に関し、短距離利用時の料金の割高感を軽減する。	首都高の利用が6km以下又は接続地点直近の出入口を利用した場合	普通車210円 大型車410円

（例）普通車の場合

殿町～川崎浮島 JCT（3.5km）～東京湾アクアライン

現行 通常 510円 ⇒ 割引後 300円 ⇒ 新料金 300円

東扇島～川崎浮島 JCT（4.1km）～東京湾アクアライン

現行 通常 510円 ⇒ 割引後 300円 ⇒ 新料金 300円

※東京湾アクアラインについては別料金

② 放射道路端末区間割引

割引内容・目的	適用条件	割引後の額
都心までのアクセスについて、利用者の負担軽減を図る。	川崎浮島ジャンクションから距離が18kmを超える都心環状線の各出入口を利用した場合	普通車 720円 大型車 1,440円

（例）普通車の場合

浮島 JCT～霞ヶ関（21.2km）

現行 通常 820円 ⇒ 割引後 720円

新料金 通常 840円 ⇒ 割引後（都心流入割引） 720円

③ 羽田空港アクセス割引

割引内容・目的	適用条件	割引内容
羽田空港へのアクセス性を向上させるとともに湾岸線への交通誘導を図る。	大師ジャンクションまたは川崎浮島ジャンクションと空港関連出入口（空港中央・湾岸環八）を利用した場合	左記区間を利用の場合、実際よりも短い距離を採用

（例）普通車の場合

殿町～空港中央（7.7km）

現行 通常 610円 ⇒ 割引後（5.8 km）510円 ⇒ 新料金 410円

大師～空港中央（9.8km）

現行 通常 610円 ⇒ 割引後（1.5 km）510円 ⇒ 新料金 470円

浜川崎から空港中央（13.6km）

現行 通常 720円 ⇒ 割引後（5.3 km）510円 ⇒ 新料金 600円

①道路整備特別措置法（抄）

第3条

- 1 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 省略
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（※）の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者（※）が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、又は「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

第4条（抜粋）会社は、高速道路の新設又は改築の許可（許可変更を含む）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、工事完了の日の翌日から料金徴収期間の満了の日まで、当該道路維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路整備特別措置法の規定に基づき、高速道路機構と首都高速道路(株)が道路管理者に代わって管理を行っています。

第23条（抜粋）会社管理高速道路に係る料金の徴収期間満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、平成 77 年 9 月 30 日以前でなければならない。

※二重線は平成 26 年 6 月 30 日施行

②道路法（抄）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う

第17条（抜粋）指定都市の区域内に存する都道府県道の管理は、当該指定市が行う。

※神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路法の規定に基づき、本市が道路管理者となります。